



様式地 4

医師による面接指導申出書

令和 年 月 日

事業者 殿

所 属

氏 名

私は労働安全衛生法に定める医師による面接指導の対象となる者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1 面接指導の区分（いずれかにチェック）

- ： 1月あたり80時間を超える時間外労働・休日労働（申出者）  
（労働安全衛生法第66条の8第1項、労働安全衛生規則第52条の2第1項）
- ： 上記以外の長時間労働等  
（労働安全衛生法第66条の9、労働安全衛生規則第52条の8第2項）
- ： 研究開発業務従事者であって、時間外労働・休日労働が1月100時間超の者  
（労働安全衛生法第66条の8の2第1項、労働安全衛生規則第52条の2の2第1項）
- ： 高度プロフェッショナル制度適用者で、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間以下  
（労働安全衛生法第66条の9、労働安全衛生規則第52条の8第3項）
- ： 高度プロフェッショナル制度適用者で、健康管理時間が1月100時間超の者  
（労働安全衛生法第66条の8の4第1項、労働安全衛生規則第52条の2の4第1項）
- ： 高ストレス者  
（労働安全衛生法第66条の10第3項）

2 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）

- ： 地域産業保健センターの医師
- ： 自分が希望する医師

3 面接指導を受けるに当たり配慮を求める事項

【機密性2】

様式地5 労働時間等に関するチェックリスト

(R1.5.1改正)

1 氏名  性別  男  女 年齢  歳

2 所属事業場名・部署  役職

3 雇用形態  正社員  契約社員・パートタイム等  派遣労働者

4 労働時間制等  変形労働時間制または裁量労働制の適用

(該当項目をチェック)

長時間労働者向け面接指導の対象者

高ストレス者向け面接指導の対象者

上記に該当の場合、以下についても該当事項をチェック

(高度プロフェッショナル制度適用者以外)

時間外・休日労働時間が月80時間超の申し出者 (医師のみ\*)

時間外・休日労働時間が月80時間超の者 (申し出者でない者)

新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者 (以下「研究開発業務従事者」という。) であって、時間外・休日労働時間が月100時間超の者 (医師のみ\*)

研究開発業務従事者であって、時間外・休日労働時間が月80時間超～100時間以下の申し出者 (医師のみ\*)

研究開発業務従事者であって、時間外・休日労働時間が月80時間超～100時間以下の者 (申し出者でない者)

時間外・休日労働時間が月45時間超の者

その他の者:

(高度プロフェッショナル制度適用者: (いずれも医師のみ\*))

1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間超の者

1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間以下の申し出者

※「医師のみ」と記載したところは医師以外の者が対応することができないことをいう。

過去の面接指導 (  なし  あり ・ 過去の指導年月 年 月 )

前1か月間について

年 月 日 ~  月 日

①労働時間等 総労働時間 (実績)  時間/月

時間外・休日労働時間  時間/月

通勤時間 (片道)  時間  分

②労働日数等 総労働日数 (実績)  日/月

所定休日数  日/月

有給休暇・欠勤日数  日/月

③業務内容 (責任性などを含む)、上司からの情報 (あれば)

作成者

氏名  
事業場名  
連絡先

【機密性 2】

様式地 5-2 ストレスチェック実施状況報告書

当社で採用したストレスチェック調査票及び高ストレス者の選定方法は以下のとおりです。

1 ストレスチェック調査票（該当するものにチェック）

- : ① 職業性ストレス簡易調査票（57項目）
- : ② 職業性ストレス簡易調査票（簡略版）（23項目）
- : ③ その他

その他にチェックされた場合には、下記事項のうち該当するものにチェックをしてください。

- : I 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目を含んでいる
- : II 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目を含んでいる
- : III 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目を含んでいる

（注）ストレスチェック調査票の③その他に記載の場合は、I～III全てにチェックが入っていることを確認してください。

2 高ストレス者の選定方法

高ストレス者の選定方法について、該当するものにチェックをしてください。

- : ① 調査票のうち、「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が高い者
- : ② 調査票のうち「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い者

（注）高ストレス者の選定にあたっては、厚生労働省作成「ストレスチェック制度関係 Q & A」のQ4-3にあるとおり、①と②両方の要件で選定することとなっていますので、事業場における選定にあたっては、この基準に沿って選定していることを確認してください。

作成者

氏名 事業場名 連絡先	
-------------------	--